

情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 健康・医療データワーキンググループ 開催要綱（案）

1 目的

「情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会」（以下「検討会」という）では、一定の要件を満たす「情報銀行」を社会的に認知する認定制度創設のため、本年6月に「情報信託機能の認定に係る指針ver1.0」（以下「指針ver1.0」という）を取りまとめた。

本指針ver1.0では、要配慮個人情報等について、その他の個人情報と比べ、個人の意図に反して流通した場合の問題がより深刻であることに鑑み、これを扱う情報銀行を認定の対象外とし、その扱いについて継続して慎重に議論していくこととされた。

要配慮個人情報のうち健康・医療データについては、不適切な事業者による個人に不利益を与える利用などを防止するため、一定の水準を満たす事業者を明らかにすることが重要である。情報銀行の仕組みにおける健康・医療データの適切な取扱いについて重点的に検討するため、検討会の下に「健康・医療データワーキンググループ」を設置する。本ワーキンググループでの検討結果を踏まえ、検討会において指針ver1.0の見直しを行う。

2 主な検討内容（予定）

- (1) 健康・医療データの分類、活用ニーズの高いデータ
- (2) 想定される情報銀行のユースケース及びそれによる個人の便益
- (3) 健康・医療データを適切に取り扱う事業者の認定にあたり必要な追加的ルール

3 構成及び運営

- (1) 本WGの構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 本WGに主査を置く。
- (3) 主査は、本WGを招集し、主宰する。
- (4) 主査は、必要があると認めるときは、主査代理を指名することができる。
- (5) 主査は、必要に応じて構成員以外の関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- (6) 主査代理は、主査を補佐し、主査不在のときは主査に代わって本WGを招集し、主催する。
- (7) その他、本WGの運営に必要な事項は、主査が定めるところによる。

4 議事等の公開

- (1) 本WGは非公開とする。
- (2) 本WGの会議資料、結果及び議事概要は、WG終了後に公表するものとする。

5 スケジュール

本WGは、平成30年10月から開催する。

6 事務局

本WGは総務省情報流通行政局情報通信政策課が主催する。

別 紙

情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会 健康・医療データワーキンググループ 構成員名簿

(敬称略、五十音順、平成30年10月12日現在)

【委員】

- 東 博暢 株式会社日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門 プリンシパル
- 池田 忠雄 公益社団法人日本歯科医師会 歯科医療 IT 化検討委員会 副委員長
- 大道 道大 一般社団法人日本病院会 副会長
- 落合 孝文 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士
- 桜田 一洋 国立研究開発法人理化学研究所 医科学イノベーション推進プログラム
副プログラムディレクター
- 宍戸 常寿 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授
- 瀧 俊雄 株式会社マネーフォワード 取締役
アステラス製薬株式会社 アナリティクス&インフォマティクス室 室長
- 角山 和久 一般社団法人日本経済団体連合会 未来産業・技術委員会 企画部会
ヘルステック戦略検討会 委員
- 長島 公之 公益社団法人日本医師会 常任理事
- 長田 三紀 全国地域婦人団体連絡協議会 事務局長
- 日諸 恵利 みずほ情報総研株式会社 社会政策コンサルティング部 チーフコンサルタント
- 美馬 正司 株式会社日立コンサルティング 公共コンサルティング本部 ディレクター
- 森 亮二 英知法律事務所 弁護士
- 矢作 尚久 慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 准教授
- 山本 隆一 一般社団法人医療情報システム開発センター 理事長
- 渡邊 大記 公益社団法人日本薬剤師会 常務理事

【関係省庁】

内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室

内閣官房 健康・医療戦略室

個人情報保護委員会事務局

総務省 情報流通振興課 情報流通高度化推進室

厚生労働省 医政局 総務課

経済産業省 商務情報政策局 情報経済課

経済産業省 商務情報政策局 ヘルスケア産業課

【オブザーバー】

一般社団法人日本 IT 団体連盟